

霧島市条例第34号
令和4年12月9日

霧島市福山プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長

中重真一

霧島市福山プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市福山プールの設置及び管理に関する条例（平成20年霧島市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（使用期間等）

第4条 プールの使用期間は、6月15日から9月15日までとする。

2 使用時間及び休館日は、次のとおりとする。

使用期間	使用時間	休館日
6月15日から7月20日まで	午前10時から午後5時まで	月曜日から金曜日（祝日を除く。）
7月21日から8月31日まで	午後1時から午後5時まで	毎週火曜日（その日が祝日の場合は、その翌日）
9月1日から9月15日まで	午前10時から午後5時まで	月曜日から金曜日（祝日を除く。）

3 市長は、必要があると認めるときは、使用期間及び使用時間を変更し、臨時に休館日を設け、又は臨時に開館することができる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。